

# 中国における食糧の国内市場自由化の進展状況

菅 沼 圭 輔

小 澤 健 二

手 塚 真

立 岩 寿 一

- 1 . 食糧 流通管理の自由化と国内市場システムを巡る課題 - 課題と方法 -
- 2 . 食糧の需給動向
- 3 . 1995 年以降の食糧管理政策の展開
  - (1) 増産刺激・産地市場統制制度の破綻のメカニズム
  - (2) 価格保護範囲の後退と比較優位に基づく地域間分業体制への転換
- 4 . 主産地食糧市場の動向
  - (1) 湖北省における産地市場の動向
  - (2) 河北省における産地市場の動向
- 5 . 国内市場自由化の到達点と課題
  - (1) 自由化の到達点
  - (2) 今後の主産地のあり方を巡る論点
  - (3) 今後の市場流通システムを巡る論点

## 1 . 食糧流通管理の自由化と国内市場システムを巡る課題 - 課題と方法 -

中国における食糧作物概念(中国語は糧食作物)には、国民の主要食料として水稻(米)、小麦(小麦粉)、トウモロコシ、その他の穀類、大豆、芋類が含まれ、1953 年以降、長期にわたって生産と流通が国家統制の下に置かれてきた。しかし、1980 年代に改革・開放政策が開始して以降は、国内生産の増大と国民生活の向上により、自由市場取引の拡大が進み、また 1993 年以降は配給制度が廃止され小売価格が自由化された。

また、政府管理の対象および市場ニーズ両面から見て、雑穀、芋類の重要性は低下し、食糧あるいは食糧作物と言った場合、事実上水稻、小麦、トウモロコシおよび大豆を指すようになった。そのため、本稿で以下この食糧という用語を用いる場合には、大豆を除く水稻、小麦、トウモロコシを指す。

さて、中国国内の食糧需給は 1990 年代半ばより豊作が続き、今日まで過剰基調で推移しており、特に 1998 年以降、それまで残存していた食糧生産や産地市場に対する統制制度と価格保護政策の見直し、増産追及型の農業政策からの脱却が図られるようになってきた。

食糧産地市場の自由化への動きは、従来制度が食糧不足の時期に果たした歴史的使命を

終えたことを背景としている。だが、その具体的過程は政府が先導して政策転換を図り自由化を推進するというものではなく、統制食糧の取扱を担当する国有食糧企業の経営が悪化するなど従来機能してきた産地市場統制システムが維持できなく、現場レベルでなりなし崩的に「自由化」が進展し、政府がそれを追認するという順序で展開してきているのが実態である。

他方で中国のWTOへの加盟が中国の食糧政策や国内食糧市場に与える影響についても様々な議論が展開されているが、現在進行している国内市場の自由化は、主として国内的要因に発するものである。

本稿では、こうした状況を明らかにし、同時に市場原理に基づく取引市場の構築に向けて、現状の国内食糧市場の現状がどこまで到達しているのか、現状を整理し検討することが課題である。以下では次の手順に沿って分析を進める。

第一に、90年代後半の国内の食糧需給動向に関する考察を行なう。ここでは、今日の食糧過剰と、それに至る産地の生産動向について概括的な分析を主に供給面から行う(第2節)。

第二に、1995年から2001年までに中央政府が打ち出した一連の食糧管理政策の特徴を整理する(第3節)。ここでは、この7年間で生じた政策の転換、つまり増産刺激と産地市場統制を特徴とする食糧管理体制が崩壊し、2001年以降比較優位に基づく地域的分業を目指した新しい食糧政策が打ち出されるまでの経緯を記述する。

第三に、産地市場の動向について考察する。ここでは、湖北省と河北省を事例として産地市場における取引や価格の動向と国有食糧企業の経営実態を明らかにし、食糧管理の自由化が地方においてなりなし崩的に進んでいる実態を明らかにする(第4節)。

第四に、以上を踏まえて国内市場自由化の到達点と今後の国内市場の展開方向について分析を行なう。ここでは、小麦と米の産地および取引市場で見られる先駆的な動向を踏まえて、市場取引システム構築を図る上での課題について検討を行なう(第5節)。

なお、これらの分析は、2001年11月14日～11月23日の間に、農業部農村経済研究センター、農業部政策法規司、北京市西郊食糧倉庫、中国国際期貨經紀有限公司、河北省農業庁、河北省食糧局、河北省辛集市食糧局、湖北省農業庁、湖北省食糧局で行なった聞き取り調査結果と、加えてFAO統計、中国政府統計およびWebサイトで得た各種資料を利用して行なった。

主な調査地のうち本研究における位置付けは以下の通りである。

まず、北京市西郊食糧倉庫は、国营食糧企業の一つであり、米消費の増大する北京市にある消費地卸売業者である。さらに2001年より卸売市場(集散市場)を開設し、東北地方の米産地業者の受け入れを促進しており、その点では消費地集散市場の開設者でもある。この事例は、産地と消費地の間における米卸売流通の実情を明らかにする目的で調査を行なった。

河北省の農業庁と食糧局は、河北省という小麦、トウモロコシの主産地にあって生産・産地流通を管轄する省段階の行政機関である。ここでは北方畑作穀物主産地の生産・流通動向と、産地市場管理と国有食糧企業の動向を明らかにする目的で調査を行なった。

湖北省の農業庁と食糧局は、揚子江中流域に位置する食味の劣るインディカ早稲米の主産

地である。ここでは比較劣位にある主産地の動向を明らかにする目的で調査を行なった。

また、農業部の農村経済研究センターおよび政策法規司では、中央政府の政策展開に関する動向とそれに関する評価・国内の議論についてのレクチャーを受けた。商品先物会社である中国国際期貨經紀有限公司では、国内市場の自由化に関する参考意見を聴取した。

## 2. 食糧の需給動向

表1はFAO農産物需給バランス統計による1990年代の食糧作物の生産量および主食仕向量の動向を示したものである。これによると、穀物全体の生産量は95年以降に4億5,000万トンを超えるまでに増大した。だが、1998年にピークに達した後、2000年には98年と比べて5,000万トンあまりも減少している。穀物生産量の動向は、世界全体の趨勢と基本的に同じであるが、品目別の動向には若干の違いがある。中国の特徴としては、供給面では水稻の生産量が減少している点が、また水稻と小麦の需要についてみると人口1人当たり主食仕向量が減少傾向にある点が挙げられる。

表1 穀物生産量と消費動向

年次	(生産量、万トン)				(人口1人当たり主食仕向量、kg)	
	穀物	うち水稻	小麦	トウモロコシ	うち水稻	小麦
1991	39,566	18,381	9,595	9,877	143.1	82.5
1992	40,170	18,622	10,159	9,538	143.0	82.6
1993	40,517	17,751	10,639	10,270	141.3	83.4
1994	39,389	17,593	9,930	9,928	137.6	81.3
1995	41,612	18,523	10,221	11,199	138.2	80.4
1996	45,127	19,510	11,057	12,747	139.6	84.8
1997	44,349	20,074	12,329	10,431	139.1	86.5
1998	45,625	19,871	10,973	13,295	138.3	81.7
1999	45,304	19,849	11,388	12,809	136.5	80.7
2000	40,522	18,791	9,964	10,600	-	-

出所：FAOホームページ、データベース。

注：穀物はビールを除く、水稻は籾重量。

各年次の生産動向には次節で述べるような政策変化の要因が影響している。だが、1人当りの消費量が減少していること、さらに人口の自然増加率も1990年の1.44%から1999年には0.95%に低下した。こうした状況から見ると、国内の主食消費需要の増加はすでに頭打ちになっていることが推察される。したがって、国内市場は量的には飽和状態にあり、生産量の減少は生産過剰が現われた反映であるにとらえることができよう。

2000年には食糧生産量が対前年比-9%という史上最高の減少幅となったが、この点については次のような分析がある。

2000年における食糧生産量の減少のうち、30%は過剰を背景とした価格下落要因によるものであり、70%は面積の減少によるものである。さらに、減少面積全体を100とすると、

そのうち 70 は政府が多収量品種の穀物から食味の良い品種への転換と他作物への転換を提唱したことによるものであり、そして残りの 30 は価格の低下を受けて農民が自主的に意思決定を行い上記と同様の対応を行なったことによるものであった(1)。

例えば、表 2 に示した湖北省の食糧作物の作付動向はこうした動きを典型的に反映している。同省では食味の劣る交雑インディカ種を含む早稲の作付面積とその食糧全体に占める割合が 2000 年になって大幅に減少しており、さらに食糧作物が作物総作付面積に占める割合も 60% から 55% に減少している。

表 2 湖北省の食糧作物の作付動向

年次	食糧作物作付面積 (万 ha)	総作付面積に占める割合(%)	早稲作付面積 (万 ha)	食糧作物作付面積に占める割合(%)	作付面積対前年増減率(%)			
					食糧作物	中・晩稲	早稲	小麦
1990	520.0	70.6	77.2	14.9	-	-	-	-
1991	519.5	70.0	75.8	14.6	- 0.1	0.0	- 1.8	- 0.3
1992	495.5	68.9	74.1	15.0	- 4.6	- 3.7	- 2.3	- 4.4
1993	481.2	67.5	64.2	13.3	- 2.9	- 3.4	- 13.4	- 1.3
1994	479.7	66.8	63.4	13.2	- 0.3	0.1	- 1.1	- 3.6
1995	477.7	64.4	66.1	13.8	- 0.4	0.6	4.2	- 3.7
1996	488.0	64.4	69.2	14.2	2.2	0.5	4.7	4.3
1997	494.1	63.8	68.0	13.8	1.2	1.7	- 1.7	3.8
1998	472.8	61.4	52.5	11.1	- 4.3	- 4.0	- 22.8	- 5.1
1999	467.3	60.0	54.0	11.6	- 1.2	1.8	3.0	- 11.3
2000	415.6	54.8	39.4	9.5	- 11.1	- 8.2	- 27.2	- 21.3

出所：『中国農村統計年鑑』中国統計出版社、各年版。

2001 年の食糧作物作付面積は 5% 減少すると予測されているという(2)。

農業部の何宇鵬氏によると、2000 年に大幅に減産したものの、それまでの在庫が豊富であったため市場への総供給量は減らず、市場価格の暴騰という現象は生じなかったという。2000 年当時、政府在庫は 2.5 億トンあり、農民の在庫については推計者により異なるが全国では 3 億トンないし 4.5 億トンあったという。さらに、国内経済全体がデフレ傾向にあったことで、在庫放出の効果もあって市場需給も緊張せず、価格も安定していたのであるという(3)。

以上のように、中国国内の食糧需給は、90 年代後半の増産と主食消費増大の停止により過剰局面が創出されたことを背景に、食糧生産の調整が開始されている点に特徴がある。

### 3 . 1995 年以降の食糧管理政策の展開

第 1 節でも述べたように、食糧作物の生産および流通は、長期にわたって国家統制の下におかれており、90 年代の食糧需給および国内市場動向にも大きな影響を与えてきた。

だが、今日からふりかえって見るならば、食糧増産の刺激と産地市場統制を基調とする既往

の体制は歴史的使命を終えている。これは比較優位に基づく地域的分業と市場取引を前提として回転備蓄制度によって市場の安定を図る体制への移行という動きから見て取れる。

そこで、本節では、まずこうした改革の進行が進展してきたメカニズムを明らかにし、2001年に提起された食糧管理制度改革の構想の意味を検討する。

#### (1) 増産刺激・産地市場統制制度の破綻のメカニズム

1990年代前半までの農業政策および食糧管理政策も増産を刺激する性格を有していたが、1995年に導入された「省長責任制」は、それらを統合したものであったといえる。

宋洪遠等(2000)によると「省長責任制」とは、各省の省長あるいは党省委員会の書記という省段階の政府機関のリーダーに責任をもたせて、域内の食糧作付面積の安定確保、

買付・備蓄計画の完全達成、各省間の移出入計画の完全実施を義務付け、備蓄運用などのために中央政府が決めた規模の食糧リスク基金を確立することを内容とするもので、これらを通じて生産と市場の安定を確保しようとする制度であった。もしも計画が達成できない場合には、それがリーダーの職務評価と以降の人事の際に考慮されるという罰則がつけられた。これは一言で言えば、食糧安全を各省単位で自己完結的に達成しようとするいわば地域自給主義的な制度であった。

同時に、増産刺激と農民所得支持のため国家定購価格の引き上げが行なわれた。国家定購とは、安定供給を実現するために数量計画に基づいて農民が国有食糧企業に売り渡す義務のある枠である。その価格は、1994年には各品目平均で40%、1995年にはさらに42%引き上げられた。1995年には地方で10%の変動幅を設けることが許された。1997年には、産地過剰の発生と産地価格の下落に対応するため、農民から無制限で買い付けて所得支持を強めることになった。

また、各地では、県段階の政府機関を通じて、作付面積の拡大や政府への売渡数量計画を実行させることが、半ば強制的に行なわれた(4)。

こうした、行政的後押しと価格引き上げによる生産刺激は、前掲の表1あるいは表3に示したように、1995年以降食糧作物作付面積拡大と増産をもたらした。表3が示すのは、沿海地域にあり主消費地とされる、北京、天津、上海、江蘇、浙江、福建、広東、海南の8省・市の動向である。これらの地域は、農村工業化が進展し農民にとっては食糧生産の機会費用が高まっていること、人口規模の大きな都市も集中していることなどから食糧の純移入地域となっている。1993年に一時、全国的に流通自由化政策が取られた際には5%以上も作付が減少したが、「省長責任制」が導入された1995年と翌年の96年には2年連続して5%前後作付面積が拡大されている。「省長責任制」実施の効果がここからも伺える。

しかし、当時すでに国内の食糧消費は減少傾向にあった。さらに、1994年までの減産を受けて政府が輸入を決定した食糧が95年になって入荷されたため、国内では産地市場価格が低迷し、産地滞貨が発生した。食糧の純輸出量の推移を見ると、1994年には国内生産量が減少したにも関わらず純輸出量が米156.7万トン、トウモロコシ320.4万トンにも達したた

め、国内の需給緊張が一層強められた。増産に転じた翌 1995 年には逆に米で 207.3 万トン、トウモロコシで 1178.7 万トンという純輸入となり、国内産地の販売に影響を与えることになった。このように、貿易政策の歪みも加わって国内主産地は大きな影響をこうむった。

表 3 全国および主消費地の食糧作物作付・生産動向

年次	全国の作付面積(万 ha)	主消費地 8 省・市合計	主消費地の割合(%)	全国の生産量(万トン)	主消費地 8 省・市合計	作付面積対前年増減率(%)		
						全国	主消費地	非主消費地
1990	11,346.6	1,763.3	15.5	44,624.3	8,456.0	-	-	-
1991	11,231.4	1,735.5	15.5	43,529.3	8,307.5	- 2.5	- 1.8	- 2.6
1992	11,056.0	1,697.2	15.4	44,265.8	8,423.9	1.7	1.4	1.8
1993	11,050.9	1,604.8	14.5	45,648.9	7,976.4	3.1	- 5.3	5.1
1994	10,954.4	1,568.5	14.3	44,510.2	7,803.8	- 2.5	- 2.2	- 2.6
1995	11,006.0	1,585.5	14.4	46,661.8	8,251.4	4.8	5.7	4.6
1996	11,254.8	1,611.9	14.3	50,453.5	8,653.0	8.1	4.9	8.8
1997	11,291.2	1,624.5	14.4	49,417.1	8,804.7	- 2.1	1.8	- 2.8
1998	11,378.7	1,609.6	14.1	51,230.0	8,628.7	3.7	- 2.0	4.9
1999	11,316.1	1,570.4	13.9	50,838.6	8,662.3	- 0.8	0.4	- 1.0
2000	10,846.3	1,419.9	13.1	46,217.5	7,581.0	- 9.1	- 12.5	- 8.4

出所：『中国農村統計年鑑』中国統計出版社、各年版。

表 4 食糧の政府買付価格と自由市場小売価格の推移

年次	国家定購価格(元/kg)			対前年増減率(%)					
	小麦	水稻	トウモロコシ	小麦国家定購価格	小麦粉小売価格	水稻国家定購価格	精米小売価格	トウモロコシ国家定購価格	トウモロコシ小売価格
1991	0.51	0.51	0.38	-	-	-	-	-	-
1992	0.59	0.55	0.42	15.7	24.8	7.8	19.0	10.5	5.4
1993	0.66	0.62	0.46	11.9	23.1	12.7	24.6	9.5	16.3
1994	0.89	0.89	0.6	34.8	64.6	43.5	70.5	50.0	38.1
1995	1.08	1.09	0.86	21.3	33.5	22.5	38.1	24.6	56.4
1996	1.31	1.33	1.06	21.3	8.6	22.0	0.8	23.3	- 5.7
1997	1.46	1.48	1.23	11.5	1.0	11.3	- 15.1	16.0	- 6.4
1998	1.44	1.46	1.23	- 1.4	- 6.0	- 1.4	- 0.3	0.0	10.2
1999	1.31	1.33	1.14	- 9.0	- 2.1	- 8.9	- 1.4	- 7.3	- 13.8
2000	1.14	1.13	0.96	- 13.0	- 9.4	- 15.0	- 13.8	- 15.8	- 18.4

出所：中国農業部『中国農業発展報告 2001 年』中国農業出版社、2001 年

注：国家定購価格とは、計画に基づく政府買付価格。

次に価格動向を見てみよう。品目によって差があるが、表 4 に見るように 1995 年から 1997 年にかけて政府買付価格は引き上げられている一方で、自由化されている小売価格は下落に転じている。政府が買い付ける以外の部分、つまり個人商人などが買い付ける産地の自由市場価格については全国的データが入手できていないため無いため、産地価格の状況を価格データで確認することはできず小売価格から推測するしかないが、現実にも産地では政府買付価格が市場価格を上回る事態が発生したという(5)。

こうした状況の下では、国有食糧企業が国家定購価格で食糧を買い付けると消費地に販

売できない、あるいは販売すれば赤字になるし、取扱量が増えれば赤字がますます増大するという結果をもたらすことになる。

そこで、1998年には、政府は過剰対策が必要であるとの認識に基づいて、「四つの分離と、一つの改善」と呼ばれる食糧管理制度の改革の実施を決定し、同時に「三つの政策と、一つの改革」と呼ばれる食糧政策のポイントを示した。

この中身は国有食糧企業の改革に関わるものが大半であるが、産地市場管理に関するものについては次の2点が挙げられている。第一に平常時は国有食糧企業も市場価格で取引に参加してよいが、生産者の利益保護のために保護価格で無制限買付を行なうことが求められている。そして、市場価格が保護価格より低く売買逆ざやになるときは、備蓄食糧を積み増しして産地市場価格を安定させ、国有食糧企業の順ざや販売を助けることが示された。第二に産地市場における国有食糧企業以外の参入を禁止し県段階以上の取引市場と情報ネットワークの整備を進めることが提起された。

つまり、国有食糧企業に産地市場を完全に独占させて、国家買付価格あるいは保護価格を基準とした消費地向けの卸売価格を形成させ、結果として国有食糧企業に新たな赤字は生じることを無くす仕組みを作ろうとしたのである。なお、保護価格は1998年時点では政府買付価格より若干低く設定されており、回転備蓄用の穀物にも適用されていたが、1999年には政府買付価格と保護価格は同一価格に改定された。

しかし、現実には次のような問題点が発生していた。

第一は優良品種や他作物への作付転換が難航しており食糧生産過剰問題が未解決であった点である。つまり、消費者のニーズはすでに数量よりも食味などの品質の向上を求めるようになっていたにも関わらず、品質の劣る品種や産地の食糧作物が依然として市場に供給されつづけるという、需要と供給のミスマッチが存在していたのである。

第二に国有食糧企業による産地市場の独占が完全ではなく、しかも市場価格が保護価格よりも低いため無制限買付すると赤字になってしまい、地域によっては国有食糧企業が買付拒否、等級引き下げに走る傾向が現われたことである。つまり、国有食糧企業は保護価格での買付が義務付けられているので、損失を減らすためには品質検査を厳しく行なって実際の買取価格を引き下げようとしたのである。これは、農民が政府への売渡を忌避する行動をもたらし、庭先で個人商人に安値で売り渡すという状況を生み出した。そこで、産地政府は道路沿いに検問をおいて違法な出荷に対する取締りを強化したが、個人商人は夜間に食糧を搬出するなどいたちごっこが繰り返されていた。

第三に食糧価格下落により企業の順ざや販売が困難になり、在庫穀物の劣化が深刻化したことである。

第四は主産地において食糧リスク基金の確保が困難で産地市場価格安定化のために行なう備蓄積み増しへの補助金が不足していることである。

第五は食糧倉庫が絶対的に不足していることである(6)。

このように、基本的な生産構造が変わらないまま、応急措置的で不完全な対策を講じたた

め、1998年の改革と政策は、期待された結果をもたらさなかった。

(2) 価格保護範囲の後退と比較優位に基づく地域間分業体制への転換

1998年に打ち出された措置は、今日から振り返ると、地域自給主義的で増産刺激を基本とした「省長責任制」体制の維持を前提とした表面的な対策に過ぎなかった。

それと比べて2000年から段階的に進行した保護価格買付対象品目・地域の削減と2001年の沿海地域8省・市における産地市場の完全自由化は、市場統制を基調とした食糧政策から市場原理に基づく食糧政策への根本的な転換を意味するものであった。

2000年には、東北3省、内蒙古東部、河北北部の山間地、山西北部の春小麦、南方のインディカ早稲米、江南地方の冬小麦、揚子江流域および以南のトウモロコシについて保護価格買付の対象から外すことが決定された。さらに、翌2001年からは山西、山東、河北、河南のトウモロコシと水稻も保護価格の範囲から除外されることが決定された。

そして、保護価格買付の対象外となった品目や地域については、国有食糧企業以外にも工商業管理部門の許可を受けた企業も産地市場に参入できるようになった。また、農業生産構造の調整と優良品種への転換、県段階以上の取引市場や情報ネットワークの整備、食糧品質基準の整備を進めることが決められた(7)。

農業部農村経済研究センターの宋洪遠氏によると、2001年には引き続いて次のような施策が講じられたという。

第一に主消費地である、北京、天津、上海、江蘇、浙江、福建、広東、海南の8省・市で産地市場を完全に自由化した。

農業部の王徳文氏によると、この背景には次のような経過があったという。浙江省では2001年から、政府買付計画を廃止し、農民に自主的に作付を決定させ、保護価格と自由市場価格の格差をなくして産地価格を自由化し、国有食糧企業以外の産地市場への参入を自由にするなど独自の自由化を行っていたという。その結果、省内の主産地市場価格が上昇に転じ、非農業部門が発達して農村労賃が高かった地域でも食糧生産に積極的に取り組む生産者が増えたという。中央政府は地方で先行した自由化とその成功を容認して、上記のように中央の政策として主消費地の自由化を決定したのであった。

第二に主産地を対象に、食糧生産リスク基金の請負制を施行した。これは、産地育成や市場安定のための財政資金を基金として積み立てる義務を省段階に請け負わせるものであり、それにより各地の需給均衡と市場安定を実現することを目的としていた。

だが、これは「省長責任制」のように地域ごとに自己完結的に量的バランスを取らせるのではなく、市場を通じた需給安定化を目的としていた。例えば、主産地ではその優位性を踏まえて生産を発展させ、消費地と安定的な取引関係を結ぶことで、産地市場の安定と消費地市場への供給の安定を実現するという仕組みを構想していた。これは、国家計画による現物統制を通じた均衡の実現から市場を通じた均衡の実現への転換を意味する。

このリスク基金制度は1993年から始まったが、2001年からは主消費地に設立された既



存の基金は主産地に移転されることになった。

第三に食糧備蓄制度の整備を継続し、市場調整機能を強化することになった。回転備蓄食糧の管理体制としては、国家備蓄局とその傘下の備蓄食糧管理会社が中央政府備蓄を管理し、地方の子会社が地方備蓄食糧を管理することとなった(8)。中央備蓄と地方備蓄で合計2,500万トンが備蓄積み増しの最終目標数量となっているという(9)。

既存の国有食糧企業とそれを管轄する地方段階の食糧局は、それぞれ一般の営利企業とその業界管理機関とに位置付けが変更され、備蓄食糧管理と食糧流通業とが完全に分離されることになった。

第四に、食糧取引市場システムの整備とその管理を推進することになった。

具体的には、産地卸売市場と市場情報ネットワークを整備すること、国家の品質基準を整備することが含まれる(10)。

以上の中で最も重要な転換は、第一と第二であり、食糧管理政策も比較優位に基づく地域間分業を基調とするものになったことを意味している。段階的に行なわれてきた保護価格買付の範囲の縮小はこの伏線となったものと位置付けられよう。

#### 4．主産地食糧市場の動向

次に保護価格での買付が継続されている湖北省と河北省の産地市場の状況と国有食糧企業の動向について考察する(11)。

##### (1) 湖北省における産地市場の動向

湖北省の食糧生産の動向は前掲の表2に示されているが、同省は二期作を中心とする全国的な水稲主産地の一つである。このうち、インディカ早稲は、生育期間が短いため食味が悪いとされ作付が減少する傾向にある。

政府による保護価格買付については、2000年に冬小麦、インディカ早稲、トウモロコシが保護価格買付の対象から外れ、2001年にはさらにジャポニカ米がはずされた。現時点で保護価格による買付の対象となっているのは、一期作および二期作晩稲のインディカ米である。

2000年の食糧生産量は、2218.49万トンで、うち水稲1497.25万トン、冬小麦223.69万トン、トウモロコシ261.71万トン、芋類184.79万トン、大豆45.79万トンとなっている。

食糧の産地市場構造については、表5に基本的数値を示した。食糧の商品化率は水稲が主体であるため35～40%と低く生産の自給的性格が強いことが分かる。生産者の販売分のうち国有食糧企業のシェアは40～45%に達していることが分かる。また、生産者販売分の50%が広東、広西などの南方の米消費地域に移出されている。このうち、国有食糧企業の移出分は102.9万トンであるから全体の4分の1である。

つまり、国有食糧企業は産地市場では4割前後のシェアを占めていながら、省を超えた

移出市場においては、より小さなシェアしか占めていないことになる。

表5 湖北省の食糧産地市場構造(2000年)

生産量	生産者販売量	省外移出
2,218.5万トン	777～887万トン	388～444万トン
	国营食糧企業買付	国有食糧企業移出
	357.6万トン	102.9万トン

出所：湖北省農業庁および食糧局での聞き取りによる。

注：食糧の商品化率は35～40%。生産者の販売分の50%が移出向け。

湖北省食糧局での聞き取り結果によると、省内の国有食糧企業(実際には食糧倉庫が多い)は、広東省等にある比較的長期間の取引実績のある国有食糧企業、加工工場、飼料工場、中間商人とスポット契約を行なっているが、現在は供給過剰のため売り手が買い手にセールスを行なったり、インターネットを通じた取引に力を入れているという。

2000年に広東などで産地市場が自由化されたことは湖北省産米の販売拡大の余地を創出しているというが、実際には国有食糧企業は多くの問題点を抱えている。一つは、取引量を拡大したいと思っても倉庫の絶対量の不足と設備の老朽化がネックとなっている点である。もう一つは販売面では保護価格の対象から外れていない品目の販売が低迷している点である。

表6には2001年の水稻価格水準が示されているが、インディカ晩稲・中稲ともに保護価格が市場価格より高くなっている。湖北省の市場価格と広東省の市場価格との価格差は0.1元/kgであるというから、保護価格で買い付けると、1kg当たり0.1～0.5元の赤字になる。

2000年もほぼ同様で、保護価格で買い付けた食糧は省外の消費地に順ざやで販売できない状況にあった。当時は国有企業買付量の70%、つまり250万トンが保護買付価格によるものであったという。つまり、保護価格によらない買付量は30%、つまり107.6万トンであり、表5の移出量が102.9万トンとほぼ同じであるから、保護価格によらない買付分のみが移出されたことになる。したがって、保護価格による買付が無くなれば、順ざや販売が可能になり、移出販売量も増えることになるのである。

表6 湖北省の水稻価格(2001年)

	保護価格	市場価格
インディカ晩稲	1.08元/kg	1.02元
インディカ中稲	1.04元/kg	1.02元

出所：湖北省食糧局での聞き取りによる。

こうした状況の下で、2001年に湖北省では保護価格での買付が事実上実施不可能になり、制度の形骸化が進んでいるという。例えば、省農業庁および食糧局の保護価格買付制度

に対する認識は次の通りである。まず、国有企業にとって見れば、保護価格とは中央政府の地方に対する“指導価格”に過ぎず、せいぜい政府の低利子流動資金を借りられる優遇措置のある価格という意味しかないと捉えられている。また、無制限買付という縛りも、具体的な数量の義務が決まっていないため、市場価格より高ければ買い付けなくてもよくなったのと同じ意味にとらえられている。

これは、保護価格での全量買付を行なうとしている中央政府の政策とは明らかに異なっているが、産地市場価格が低迷する中で、地方で自由化が先行している現実を示している。

他方で、省政府は需要のある米の生産・販売を促進することに力を入れている。

その一つが良質米への品種転換である。2001年時点で、良質の水稲作付面積は73万haとなり、全水稲作付面積の18%を占めるまでになっている。

また、二期作地帯である監利県にある国有企業の天栄公司是、精米技術の改良を行っている。そして、県外向け販売を進めており、すでに県内の産地市場で50%の買付シェアを持つまでになったという。

## (2) 河北省における産地市場の動向

河北省は北方の畑作穀物の主産地の一つであり、主に冬小麦とトウモロコシが栽培されている。

表7には90年代の食糧作物の作付動向を示したが、1998年以降は小麦、トウモロコシの作付が減少している。トウモロコシは飼料用の非組換え品種であり、水分含有率14%以下で品質がよいと言うが、保護価格政策の対象から外れたため作付面積が減少している。

表7 河北省の食糧作物の作付動向

年次	食糧作物作付面積(万 ha)	総作付面積に占める割合(%)	作付面積対前年増減率(%)		
			食糧作物	小麦	トウモロコシ
1990	682.8	77.7	-	-	-
1991	679.8	77.1	- 0.4	0.8	0.7
1992	662.6	77.3	- 2.5	0.5	- 3.3
1993	704.0	81.1	6.2	- 0.6	7.1
1994	680.2	78.6	- 3.4	- 2.8	- 1.2
1995	683.0	78.3	0.4	1.8	8.9
1996	713.7	80.4	4.5	3.6	10.2
1997	709.9	80.2	- 0.5	5.0	- 3.9
1998	730.6	80.3	2.9	1.6	6.4
1999	723.6	79.9	- 1.0	- 1.2	3.2
2000	691.9	76.7	- 4.4	- 1.9	- 7.0

出所：第2表に同じ。

河北省では、2000年に省北部(張家口地区)の春小麦の保護価格買付が、2001年にはさらに水稲、トウモロコシの国家定購任務、保護価格買付が廃止され、現状では冬小麦のみが保

護価格買付の対象となっている。したがって、トウモロコシの買付は国有食糧企業以外にも飼料工場、製薬工場などのユーザーも農家から直接買い付けてよくなった（12）。

河北省の食糧産地市場の構造的特徴は、表 8 に示した通りである。飼料用であるトウモロコシの商品化率は高いが、自給的性格の強い小麦は 40%と低い商品化率にとどまっているという点である。そして、年間の移出量はその 3 分の 1 に達するという。

生産量	(万トン)	商品化率	販売量
小麦	1,208.0	40.0%	483.2
トウモロコシ	994.5	80.0%	795.6
合計/平均	2,202.5	58.1%	1,278.8

出所：河北省食糧局での聞き取りによる。

その移出先は、トウモロコシでは、東南沿海地域の食品工業、西南地方(四川、雲南、貴州)の畜産業向けであり、韓国、日本、東南アジア(シンガポール)への輸出や北朝鮮への無償援助もあるという。小麦は東南沿海部の食品工業(ビスケット用、インスタントラーメン用)や西北・東北地方に向けて移出されている。

次に価格動向を見ると、冬小麦の保護価格は 1kg 当たり 1.24 円で市場価格より高かったという。2001 年 12 月には小麦の市場価格が回復してきたが、それでも 1kg 当たり 1.09 ~ 1.12 元であったから、収穫期の市場価格と保護価格の差はさらに大きかったと思われる。

こうした価格動向を背景に、保護価格での買付と順ざや販売が困難になっている。省食糧局の説明によると、産地市場の国有食糧企業による独占が本当に可能であれば、順ざや販売も可能であるが、多くの抜け道があるため独占が崩れているという。

具体的には次のような実態がある。農民は主食用の小麦粉を入手するために自分の生産した小麦と小麦粉を民間の製粉加工業者で交換している。そして、製粉業者は小麦粉と交換で入手した小麦の一部を自由市場に転売している。その結果、国有食糧企業による産地小麦市場の独占に抜け道ができてしまうというのである。さらに、個人商人が農民から買い付ける場合には、品質検査が目測だけによる大まかなものであるのに対して、国有食糧企業の検査は厳密であることから、農民は本来、国有食糧企業に売り渡すべき分も検査の甘い個人商人へ売り渡そうとするという。

こうしたことが原因で、保護価格での買付制度が形骸化してきている。一つは買付量が減少していることであり、もう一つは保護価格で買い付けられた冬小麦も主に省北部地域の食糧自給のできない県や貧困世帯への低価格販売などに仕向けられており、営利的な販売ではなく地域的な供給安定という政策的目的のために使われているということである。省食糧局では、保護価格で買い付ける国家定購という制度は、凶作などで市場が混乱した場合などのいざという時のためにとりあえず形式的に存続させている状況にあり、将来的に食糧備蓄制度が拡充されれば国家定購は備蓄にとってかわられると認識している。

多くの国有食糧企業が採算割れの取引を余儀なくされている中で、良質小麦を産地と契

約栽培で生産させ、加工・販売する国有製粉企業も現われてきている。

石家庄市下の辛集市にある黒馬製粉工場もその一つである。市内の産地と契約し、餃子用とパン用の小麦合計 6,700ha あまりの栽培面積を確保している。収穫された小麦は保護価格より 10～15%高い価格で買い付けられて製粉加工される。工場の規模は年間小麦粉生産量 4 万トン、ふすま生産量 2 万トンであり、2000 年の売上は 5,300 万元あまりであった。

販売先は山西、内蒙古、東北 3 省が中心であり、一部は広東、武漢にも販売しているが量は少ないという。品質が良いため買い手が多く、10 名の営業職員によるセールス活動とメディア広告で需要に対応しているという(13)。

以上、本節では湖北省と河北省の動向を見てきたが、両者に共通するのは、保護価格が市場価格より高いため、保護価格を前提とした場合には遠隔消費市場への移出販売が不可能であり、国有食糧企業の経営を悪化させていること、そのため保護価格での国家定購制度は大幅に後退していること、省政府として良質な品種への転換を促進しているが、同時に個別企業では地元産地の開発、加工技術の改善などを通じて、市場評価の高い商品の生産・販売に成功するものが現われてきていること、である。

実際の制度履行の状況について買付計画の達成率などの数量的データを挙げることはできなかったが、両地域で共通して見られたのは、産地市場では保護価格による買付制度が事実上形骸化しているという点である。

第 1 節と第 2 節の検討結果を踏まえると、保護価格での買付が形骸化したことには必然性があると考えられる。まず、挙げなければならないのは食糧過剰という局面が固定化しているという点である。このことは、産地はもちろん消費地においても市場価格が低水準で推移する状況をもたらしている。さらに、消費地市場では、産地市場が自由化された主消費地内の農村や保護価格の対象から外れた他産地の食糧、さらに輸入穀物も流通している。こうした消費地市場の状況から見れば、保護価格制度が残されている主要移出産地ではすでに産地市場を独占するだけでは価格競争力を維持することが不可能な事態に至っているのである。

湖北省や河北省のような状況が、他省の移出産地の状況をどれだけ代表しているかは、本調査の範囲では確認できなかった。しかし、現地で起きている現象を整合的に理解しようとするれば、保護価格での買付制度は実質的意味を失っているようである。

## 5. 国内市場自由化の到達点と課題

### (1) 自由化の到達点

前節までの分析に基づいて、2001 年の制度改革を踏まえた中国の食糧管理制度の姿は次のように要約できる。

第一に主消費地における産地市場の自由化と主産地における保護価格買付の後退により、産地・卸売・広域流通および小売流通の全段階における取引と価格形成が自由化されつつ

ある。

第二に中央政府および地方政府において回転備蓄制度とそれを支える食糧リスク基金制度、保管・物流施設の整備が促進され、それが自由化後の市場安定システムを構成すると位置付けられている。

第三にこれまでほとんど全ての省で実施されてきた食糧生産・流通に関する財政投資が、主産地に集中的に投下されて国内への安定供給の拠点として育成されるという、新しい産地支援体制が準備されようとしている。

第四に国有食糧企業は、政策的流通管理の領域から撤退し、一営利企業として市場に参画することになった。

中でも 1 点目に掲げた実態は、自由化とは政府による直接的な関与が後退して自由化が現場先行で進行している最新の事態を示している。だが、こうした自由化は、それだけで正常な市場取引が行なわれる仕組みが形成されていることを意味しない。河北省の黒馬製粉工場のように差別化戦略に沿って産地および国有食糧企業の建て直しを図っているケースにとってみれば、他と違う品質を市場が正しく消費者に伝達してくれることではじめてその戦略が成功することになる。

そこで、以下では市場流通システムの成熟度合と今後の課題について、幾つかの注目すべき先行研究と今回の調査から得られた具体的情報を追加しつつ吟味する。この点に関しては、まず自由化後の産地のあり方という点から解き明かしてみたい。

## (2) 今後の主産地のあり方を巡る論点

まず、自由化後の主産地のあり方についてである。

従来、中国では全国各省に「商品食糧基地県」を設置し、技術普及、土地改良などを重点的に行い各省の食糧需給安定化の拠点としてきた(14)。中国で主産地という際には、この「基地県」を指す場合が多かった。「基地県」の数は全国で 500 県を越え総県数の 4 分の 1 に相当し、天津市とチベット自治区を除く全ての省に設置されていた(15)。1996 年の「基地県」に関するデータを見ると、食糧生産量では全国の総生産量の 48%を生産し、作付 10a 当り収量は全国平均 448kg に対して 492kg、人口 1 人当り生産量では全国平均 412kg に対して 638kg であった。この数値から見ると「基地県」は土地生産性が高いというよりも、人口当り生産量が多いことから商品化率が相対的に高い産地であることが推察される(16)。また、県内買付量のうち移出向け分の占める割合は全国平均が 56%であるのに対して「基地県」は 72%であったことから、「基地県」は省を越えた販売を含む県外への移出向け産地としての機能を果たしてきたことがわかる。

こうした「基地県」を全国各省に指定する方法は、地域自給主義的な食糧管理制度に合致していたと考えられる。しかし、2001 年に産地市場が自由化された沿海部の主消費地 8 省・市には「基地県」が約 100 県あった。中でも江蘇・浙江両省の数が多いが、これらの「基地県」における生産と流通は今後市場原理の下で行なわれることになる。さらに、湖北、河北

両省で見たような実質的な自由化の進行が他の省の「基地県」においても進行しているとなれば、主消費地と同様の状態に置かれることになる。

この場合の市場原理に対応した産地とは現実には次のような二つの意味を持つと考えられる。

一つは価格競争力であり、もう一つは品質面での競争力である。価格競争力については、国内資源コスト係数（Domestic Resource Cost Coefficient、略称 DRCC）を用いて品目別・省別に国際価格競争力を評価した計量的な分析がある(17)。DRCC とは外貨 1 単位を得るために必要な国内資源費用を為替レートで除した指標である。係数 1 を損益均衡値とし、1 未満のときに比較優位があると判断される。これまでも沿海部の大都市を中心にタイ、オーストラリアなどの輸入米が小売市場に出回っていることから、国際競争力を評価する試みは大きな意味があるといえよう。

そこで分析結果を水稻について示せば次の通りである。まず、インディカ種は早稲、中稲、晩稲に分けられているが、インディカ早稲が全国 9 省平均で 0.95、同中稲は同じく 9 省平均で 0.80、晩稲は 8 省平均で 0.84 となっており、インディカ種は早稲を除き一定の競争力があることになる。ただ、早稲種では全国作付シェアや土地生産性などで重要な産地である江西、湖南は 1.20 以上となっている。これらの地域は二期作地帯であることを考えると、自由化に伴い二期作が後退する可能性がある。

他方で、ジャポニカ種についてみると全国 20 省平均で 0.84 であり、これも一定の競争力があることになる。作付シェアや単収などで重要な江蘇、黒龍江は 0.83 と 0.74 であり、黒龍江はかなり競争力があると評価できる。

この研究結果を踏まえれば、そこで比較優位が乏しいとされた地域が、今後どうすべきかが課題の一つとなるであろう。だが、米や小麦の生産は農家の自給的生産を土台としており、その余剰が商品化されていることを考えると、実際の市場競争は生活水準の高い都市小売市場で展開されていると考えなければならない。また、1 人当たり消費量が伸び悩んでいることを考えれば、需要の所得弾力性の高い通常品とは異なる差別化された商品を消費者に供給することが必要であろう。河北省の黒馬製粉工場の試みはそのことを示す好例である。

そして、こうした試みが成功するか否かは、一面では市場システムがこうした品質の違いを評価するまで成熟していることにかかってくることになる。そこで、この点に関して、項を改めて検討しよう。

### (3) 今後の市場流通システムを巡る論点

市場流通システムに関わる課題を検討するに当たって、ここでは特に取引市場における米の品質評価機能に焦点をあてて分析する。以下ではまず調査結果に基づき、取引所の設立状況と機能、食糧流通、特に省を超えた広域流通を担う主体とその間の取引、価格形成の概況を整理することから出発したい。

食糧取引の場としては、先物取引所、省段階に設置されている卸売市場、産地や消費地における自由市場(中国では農貿市場、集市などと呼ばれる)があり、その他に Web サイトやマスメディアを通じた公募情報も取引情報の流通ルートとなっている。

まず、食糧の先物取引について見ると、現在、先物取引を行なっている取引所と品目は次の通りである。河南省の鄭州商品取引所では小麦と緑豆、大連商品取引所ではトウモロコシ、大豆、大豆粕があり、上海商品取引所ではインディカ米の取引が近々開始される可能性があるという。現在の取引所の会員としては先物会社と生産・流通・加工企業などの実需者とがいるという。そして、取引の 80% は最終的に実需者への荷物の引渡しがある。ただ、国営食糧企業は、保証金の負担や取引リスクの負担力の面で限界が大きいため、直接の参加や先物会社を通じた参加について行政指導により認められていないようである。また、現状では保護価格買付の対象となっている品目については、価格形成に政策的要因が入るため、保護価格買付が無くなれば、食糧の先物取引や国営食糧企業の売買参加は本格化するであろうと見られている(18)。

省段階の卸売市場は、1990 年代初頭に各省の国営食糧企業が計画外の取引を行なうために設立された。卸売市場は会員取引を行なっており、主な会員は国営食糧企業である。本調査で訪れた湖北省、河北省にも卸売市場がある。しかし、国営食糧企業の経営状況と取引が冷え込んでいるため、取引量の落ち込んでいる市場が多いという。

その代わりに、省政府や国営食糧企業が構成する業界団体が年に 1~2 回開催する発注会が、国営食糧企業の省間取引の場となっている。なお、河北省では省の食糧卸売市場で発注会が開催されている(19)。

後に詳述するように北京市西郊食糧倉庫は多角経営部門として 2001 年から卸売市場を開設しているが、これは民営の市場であり、規模は大きい上記の分類では自由市場に入る。農村部にある自由市場には定期市も含まれるが、小売と卸売の区別が明確ではなく、個人商人や大口需要者の代理買付人が生産者から直接買い付ける場となっている。消費地の自由市場は、個人商人が産地から持ち込んだり、消費地の国営食糧企業などから卸売を受けて消費者に販売する小売市場である。

次に食糧の取引主体についてであるが、流通の地理的範囲やロットの面で二つに分化している状況がある。先述の卸売市場や発注会を通じた省間取引には、個人商人も参加することは制度的には可能であるが、一定の物流施設を保有していることや、代金決済面での信用力が求められるため、小規模な個人商人ではなく国営食糧企業や他の流通企業、加工企業が主体となっている。典型的には産地および消費地に立地する国営食糧企業間での大口の遠隔地間取引が中心である。

前節で取り上げた河北省辛集市の黒馬製粉工場の取引先は製パン、冷凍餃子製造、製麺などの食品加工メーカーや流通企業という大口ユーザーであるが、個人商人とも取引を行なっているという。個人商人は契約件数が多いものの、1 契約あたりのロットは小さく、トラックを利用した北京・天津などの中距離輸送が中心であるという。また、一時的なあるい



は小口の取引では現金全額決済で取引をするが、長期的に取引関係のある相手の場合には、先渡し金として代金の 80%を取って荷を発送する方式を採用するなど、区別している(20)。

また、国有食糧企業の一つである北京市西郊糧食倉庫は、2001 年の取扱量は 4 万トンの予定であるが、黒龍江省や吉林省、さらに山東省、河南省の国有食糧倉庫に営業マンを派遣して大豆、水稲、トウモロコシを買い付けている。

同食糧倉庫が開設した卸売市場には、280 のブースに 300 軒のテナントが入っているが、多くが産地の民間流通企業であるが、吉林省の国有食糧企業も出店しているという。これらの産地流通企業は、販売員を常駐させ、大口需要の場合は注文を受けてから鉄道を使って入荷する体制を作っている(21)。

このように食糧の国内取引には、国有食糧企業が中心となっている遠隔地間の大口取引と個人商人が主体となる近・中距離取引の二つのタイプの取引主体による二つのルートが存在している。両者を区別しているのは、物流施設の装備状況、信用力の差である。

価格形成の場としては、先物取引を除くと自由市場と卸売市場があるが、主体のタイプでは前者が卸売市場に、後者が自由市場に対応している。ただ、その取引様式は、いずれも売買双方の個別相対交渉によるスポット取引によって行なわれており、産地での買付、流通業者による転送、消費地市場での卸売、小売商による小売という個別相対取引のチェーンというチャンネルが形成されている。

では、こうした特徴をもつ市場システムは、米の品質評価あるいは品質情報の伝達という点でどのように機能しているのだろうか。

大都市消費市場向けの流通では、近年、消費者の安全志向や健康志向が強まり、品質競争も激化してきている。ここで言う安全志向には、単に生産段階での安全性(有機や減農薬)だけでなく、流通過程での安全性を求める意向も含まれる。この背景には、個人商人が介在する自由市場流通の過程で、単に品種や産地を偽る不当表示の問題ばかりでなく、数量を増加させるため異物を混入する問題も存在しているという事情がある。

河北省では、小売の小麦粉に滑石紛が混入される事件が発生したことがあるという。そうした社会情勢を反映して、同局の実施したアンケート調査結果によると、主食の購入先として最も好まれるのが国有食糧小売店であった。この国有食糧小売店は全国の都市部に存在し、1993 年に小売価格が自由化されるまでは配給用食糧を供給していた店舗のことである。近年では、他にも個人商人が出店する自由市場やスーパーもあるが、そこではバラ取引が主流でしかも仕入れ元が不明な場合が多い。それに対して、国营食糧店では商品の出自が国有製粉工場であることが分かっていることから、不正の危険性が小さいと認識されているのである(22)。

つまり、個別相対取引のチェーンという流通チャンネルでは、各段階の取引に品質情報の非対称性が存在し、懐疑的に見ればごまかしの余地が存在していることになる。ただ、国有企業間の取引の方が長期的で固定的な取引関係を結んでいることから、消費者からは不正が

行なわれにくく信頼できるとして相対的に区別されているに過ぎないのである。

小売市場における米の商品表示・品質に関する基準についても、必ずしも整備されているとはいえない。現在食糧の基準には3通りあり、国家品質基準と食糧流通業界の制定した基準、さらに企業ごとの独自基準があるという。このうち、国家品質基準や業界の基準は全国的統一性がとれているが、消費者の選択基準に対応した品質基準になっていない欠点がある。他方で、企業ごとの品質基準は、消費者の望む商品情報を提供しているが、企業間、ブランド間の統一性が無いため利便性に欠ける側面を持っているという(23)。ただ、総体としてみれば、国家基準や業界基準というフォーマルな基準と、企業の基準という自成的でインフォーマルな基準とが混在しているのである。

その一端は、北京市の消費者100名に対して行なわれた米消費に関するアンケート結果でも報告されている。北京市民はジャポニカ米を小麦と並ぶ主食としているが、日常的に米を購入する場合に味や粘りを重視しているという。だが、商品に対する認知は産地名、商品名、品種などが混在している状態にあるという(24)。産地名でも「天津小站米」という具体的地名であったり、「東北米」という地方名であったり様々であるという。

こうした多数の品質基準が存在する中で、都市消費者の安全・健康志向に対応した商品はどのように扱われているであろうか。

この点に関して、北京市西郊糧食倉庫の開設した市場で、吉林省通化県糧食収貯経銷有限公司、黒龍江省チチハル市 查哈陽米業有限公司(黒龍江省查哈陽農場)、黒龍江省方正県 緑宝石富硒米業合作社の3社の商品について資料を入手した。3社の扱う商品の販売価格は普通の東北産米より10~20%高いが、総合すると栽培・品質などの面で次のような特徴が指摘できる。

産地出荷段階で10kg、25kg単位で真空包装し、そのまま小売できるようになっている。今日では、一人っ子政策で世帯人口が少なくなり、また主食消費も減っている状況に対応したものである。また、産地で小売用に包装されることで流過程での不正防止の効果も期待できる。

独自のブランドと商品名で販売しており、有機米については政府農業省の有機認証基準である「緑色食品」の認定を受けたり、品質管理の面でISO9002の認定を受けるなどしており、品質面での信用を高めようとしている。

日本品種を導入し、日本製精米・選別設備を導入している。

健康食品として微量元素を含んだセレン米、亜鉛米、さらに便利さを求めた無洗米などの商品開発をしている。

経済開発の進んでいない水質・土壌のきれいな地域で契約栽培や直営農場栽培を行い、さらに試験研究機構を併設している企業もある。

こうした商品は産地内の国有食糧企業などが買い取り直接北京の卸売市場に持ち込まれている。そして、生産企業や商品に関する情報は商品のパッケージや添付のパンフレットとして商品とともに小売業者や消費者に対して提供されている(25)。

以上のように、この事例では消費者の安全性、食味、利便性などの商品の個性化が図られ多様なニーズに対応した商品を開発し、出荷段階ですでに小売用の包装を行なうなどの工夫が見られる。しかし、市場で販売される米は個人商人、スーパーなどの小売業者に転売される。そのため、消費者から見れば、先のアンケート結果に見るように様々な品質情報の中で選択を迫られることになってしまう。

国内市場の自由化が進む中で、大都市向けの移出産地が安定的に発展するためには、生産費用に反映される価格競争力を維持することだけではなく、品質面での競争力を維持・強化することが求められると思われる。そのためにも、フォーマルな品質表示制度の確立を含めて商品情報が確実に伝達されるような成熟した市場システムが構築されるべきであろう。

#### 【 注 】

- (1) 農業部政策法規司の王徳文氏からの聞き取りによる。
- (2) (1)に同じ。
- (3) 農業部農村経済研究センターの何宇鵬氏からの聞き取りによる。
- (4) 以上は参考文献宋洪遠等(2000)による。
- (5) (4)に同じ。
- (6) (4)に同じ。
- (7) 以上は参考文献の宋洪遠等(2000)および中国農業部(2001)による。
- (8) 以上は農業部農村経済研究センターの宋洪遠氏からの聞き取りによる。
- (9) 湖北省農業庁の李慶紅氏からの聞き取りによる
- (10) (8)に同じ。
- (11) 以下の内容は断りのない限り湖北省農業庁と湖北省食糧局での聞き取りによる。
- (12) 以下の内容は断りのない限り河北省農業庁と河北省食糧局での聞き取りによる。
- (13) 河北省辛集市食糧局および黒馬製粉工場での聞き取りによる。
- (14) 菅沼圭輔(1997)を参照。
- (15) 以下の数値は、「商品食糧基地県」のデータは中国農業発展銀行編「中国農業発展銀行年鑑」中国統計出版社、1997年版、全国のデータは『中国農業年鑑』中国農業出版社、1997年版による。
- (16) ちなみに1996年の農家家計調査によると、1人当り年間消費量は全国平均で256kg(籾重量)であったから、生産量が多いほど余剰が多くなり、商品化率が高くなる可能性があることになる(データは『中国統計年鑑1997』中国統計出版社、1997年による)。
- (17) 農業部軟科学委員会弁公室編(2001)第2章による。これは1998年のデータに基づいて行なわれた研究である。
- (18) 以上は中国国際期貨經紀有限公司での聞き取りによる。

- (19) この点は湖北省食糧局と河北省食糧局での聞き取りによる。
- (20) 前出の河北省辛集市にある黒馬製粉工場での聞き取りによる。
- (21) 以上は北京市西郊食糧倉庫での聞き取りと収集資料による。
- (22) 河北省食糧局での聞き取りによる。
- (23) (8)に同じ。
- (24) 尤静(2002)による。
- (25) (21)に同じ。

【参考文献】(初出順):

宋洪遠等(2000)『改革以来 中国農業和農村經濟政策的演变』「第6章 食糧流通政策」、中国經濟出版社、2000年、pp88-98。

中国農業部(2001)『中国農業發展報告2001』農業出版社、2001年、pp60-62。

菅沼圭輔(1997)「市場經濟化のなかの食料自給戦略 - 中国」今村奈良臣等『WTO 体制下の食糧農業戦略 - 米・欧・豪・中と日本 - 』農山漁村文化協会、177~234ページ、1997年

農業部軟科学委員会弁公室編(2001)『糧食安全問題』中国農業出版社、2001年

尤静(2002)「北京市の米市場における銘柄に産地名の混用現象 2000年の現地アンケート調査の結果を事例に」日本農業經濟学会個別報告、2002年